

平成 28 年 8 月 2 日  
独立行政法人国民生活センター

## 申請書受付日から第 1 回期日までの平均所要日数について

### <第 1 回期日まで一定の日数を要する理由>

- (1) 国セン ADR は、話し合いによる任意の手續であるため、相手方が非応諾の場合には、口頭による説得や手續に応じるよう勧奨する文書を送付するなど、粘り強い説得を重ねています。  
この点は、事業者側に手續への応諾義務がある金融 ADR と大きく異なります。
- (2) 期日を開催する場合の日程調整についても、委員及び両当事者の都合を踏まえて決定するため、複数の相手方がいる事案など、当事者が多い場合には、調整を図ることが難しいことから、期日までの日数が長期化する傾向にあります。

### <平成 27 年度において第 1 回期日までの日数が増加した要因>

第 1 回期日までの所要日数が 70 日以上の事案数は、平成 26 年度の約 1.6 倍でした。

	第 1 回期日までの平均所要日数
平成 26 年度	57.8 日
平成 27 年度	67.0 日

なお、70 日以上を要した事案について、その要因を分析したところ、以下の類型でした。

- (ア) 相手方の回答書・答弁書の提出が遅延したため
- (イ) 相手方が複数社あるなど、期日の出席者が多く、日程調整に時間を要したため
- (ウ) 相手方が非応諾のため、手續に応諾するよう勧奨を行ったため
- (エ) 同一事業者等の事案が複数件寄せられるなど、併合手續を行ったため